

○関西学院大学動物実験管理規程

平成5年12月11日

理事会決定

(目的)

- 第1条 この規程は、諸法令及び各種指針等に基づき、科学的観点、動物愛護及び環境保全の観点、実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、関西学院大学における動物実験等の適正な実施及び実験動物の飼養・保管方法等に必要な事項を定めたものである。
- 2 動物実験等の適正な実施には、国際規範とされる3Rの原則、すなわち、科学上の目的を達しうる範囲において、できる限り動物実験以外の方法を用いること(Replacement)、できる限り個体数を削減すること(Reduction)、実験操作の洗練により苦痛を軽減させること(Refinement)、の3点に関する配慮が含まれる。
- 3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由)を実践するよう努める。

(適用範囲)

- 第2条 この規程は本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いるすべての動物実験等に適用する。ただし、それ以外の脊椎動物を使用する動物実験等についてもこの規程を準用し、その取扱いは別に定めるものとする。
- 2 動物実験等を他の機関と共同で実施する場合、または他の機関に委託する場合は、それら機関においても、第1条にあげた法律等の精神に基づき適正に実施されることを確認すること。

(定義)

第3条 この規程における用語は、以下の各号に定めるものとする。

- 1 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- 2 実験動物 動物実験等のため、本学で飼養・保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類をいう。
- 3 動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- 4 動物実験施設 実験動物を恒常的に飼養・保管又は動物実験等を行う施設並びに実験動物に実験操作(原則48時間以内の一時的保管を含む)を行う実験室の総称とする。

- 5 部局 動物実験施設を有する部局（学部等）をいう。
- 6 統括管理者 本学の実験動物及び施設を統括管理する者であって、学長が務める。
- 7 副統括管理者 統括管理者を補佐する者であって、研究推進社会連携機構長が務める。
- 8 動物実験施設管理者 動物実験施設の管理者であって、部局長の推薦により学長が当該部局から1名任命する。
- 9 実験動物管理者 統括管理者を補佐し、当該部局における実験動物の適正な保護及び管理に責任を負う専任教員であって、部局長の推薦により学長が当該部局から1名任命する。
- 10 動物実験実施者 動物実験等に従事する教職員、研究員及び学生をいう。
- 11 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する教員をいう。
- 12 飼養者 動物実験施設において実験動物を飼養する教職員、研究員及び学生をいう。
(統括管理者、副統括管理者、動物実験施設管理者、実験動物管理者、動物実験実施者、動物実験責任者及び飼養者の責務)

第4条 統括管理者は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、下記の各号の義務を負う。

- 1 本学において行われる動物実験等が適正に実施されるよう、諸規定の策定、動物実験計画の承認及び結果を把握し、必要に応じて適切な改善措置を講じること。
- 2 動物実験施設の設置および廃止の承認を行い、設置に際しては、その管理運営に必要な組織体制を整備すること。
- 3 動物の飼養・保管及び教育・研究上の要請等に即応して必要な施設、設備の充実に努めること。
- 4 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の適正な施行に関する教育訓練の機会を供すること。
- 5 動物実験計画及びその結果に関する自己点検・評価を行い、学外の者による検証を受けること。
- 6 動物実験等に関する諸事項について定期的に情報公開を行うこと。
- 7 人及び動物への汚染及び危害の防止のため、飼育・実験区域への関係者以外の者の立ち入りを制限する等必要な処置を講じること。

第5条 副統括管理者は、統括管理者の行う各業務を補佐する。

第6条 動物実験施設管理者は、当該部局における動物実験施設の適正な維持管理を行うこ

と。

第7条 動物実験実施者及び飼養者は、下記の各号の義務を負う。

- 1 動物実験責任者の指導の下、科学的かつ社会的に妥当な方法により、実験及び飼養に関わる作業を遂行すること。
- 2 作業の遂行にあたり、法令及び関係省庁の基準及び指針等に従うとともに、所属する学会・団体の動物実験等に関する基準等を遵守すること。

第8条 動物実験責任者は、下記の各号の義務を負う。

- 1 実験動物の範囲を教育・研究目的に必要な限度にとどめるため、適正な供試動物の選択、実験方法の検討を行うと同時に、適正な飼育環境などの条件を確保すること。
- 2 供試動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的、微生物学的品質、飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくすること。
- 3 実験成績の乱れ、周辺動物への感染の拡大、及び動物実験実施者等への感染を防止するため、特に微生物学的品質に関して実験動物管理者の指示に従うこと。
- 4 動物の飼育・実験環境への導入に際して、動物の発注条件との適合、異常、死亡の有無などを確認すること。また、実験に先立ち、一定の観察期間を置き動物の健康状態を確認すること。
- 5 統括管理者の指導の下、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の協力を得て、実験動物の良好な環境条件の設定に努めるとともに、その健康及び安全に留意し、給餌、給水などの必要な処置を施すこと。
- 6 動物実験等を実施しようとするとき、別に定める動物実験計画書及び必要書類を統括管理者に提出し、あらかじめ承認をえること。
- 7 学外の研究者または企業と共同で実験を行う場合は、当該学外研究者（企業にあっては当該実験実施部署責任者）から動物実験等に関する誓約書等の提出を受けること。
- 8 目的に合致した的確な実験操作を行い、かつ動物に無用の苦痛を与えない方法をとること。このために必要な場合には、委員会に指示、判断を求めること。
- 9 実験を終了した動物に対して、適正な安楽死の処置を行うよう動物実験実施者及び飼養者に指示すること。
- 10 動物の死体及び廃棄物について適正な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。
- 11 物理的、化学的に注意を要する試料又は病原体を用いた動物実験を実施する場合に

は、統括管理者、動物実験施設管理者、実験動物管理者と協力し、一般的留意事項、関係規則等を遵守して、安全の確保及び環境汚染の防止のための設備の設置等、十分な処置を講じること。

12 組換えDNA体を用いる動物実験においては関連法規および学内の規則に従うこと。

13 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験を実施する際には、施設設備の状況を踏まえつつ動物の逸走防止等に関し特段の注意を払うこと。

14 動物実験等の実施結果を、統括管理者へ報告すること。

(動物実験委員会)

第9条 動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果、施設等の設置及び廃止、実験動物の飼養保管状況、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して、統括管理者に報告又は助言を行う組織として、関西学院大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 部局の動物実験施設管理者
- 2 部局の実験動物管理者
- 3 動物実験責任者である教員 若干名
- 4 研究推進社会連携機構副機構長又は研究支援センター委員 1名
- 5 動物実験を行っていない専任教員 若干名
- 6 その他学長が必要と認める者 若干名

第11条 前条第1号から3号に定める委員は、当該部局の長の推薦により学長が委嘱する。

2 前条第4号から6号に定める委員は、研究推進社会連携機構長の推薦により学長が委嘱する。

3 前条に定める委員は、次の役割を担う構成とする。

- 1 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- 2 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- 3 その他学識経験を有する者 若干名

第12条 第10条に定める委員の任期は、2年とする。ただし第4号に定める委員の任期はその職の期間とし、第6号に定める委員の任期は1年とする。なお、再任は妨げない。また、欠員が生じた場合はこれを補充しなければならない。この場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

第13条 委員会の委員長および副委員長は、委員の互選とする。

第14条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長に支障ある場合は、副委員長が議長となる。

2 委員会は委員の3分の2以上の出席で成立し、議事の採決は出席した委員の過半数による。可否同数の場合は、議長が決する。

3 委員は、自らが動物実験責任者となっている動物実験計画の審査に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ説明又は意見を聴取することができる。

5 委員会の議事録作成等のために、主管部課に属する者を同席させることができる。

6 委員長が必要と認めた場合には、委員会を文書（電子メール含む）による持ち回り開催とすることができる。

第15条 委員会は、統括管理者の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について調査、審議及び審査し、これらの事項に関して統括管理者に報告・助言する。

- 1 この規程の運用に関する内規等の制定・改廃に関する事項
- 2 動物実験施設の設置及び改廃等に関して当該部局から申請があった事項
- 3 動物実験計画、動物実験等の実施、結果の発表並びにデータの保管に関して、動物実験責任者から申請があった事項
- 4 動物実験等の実施並びに実験動物の飼養・保管に係わる教育訓練に関する事項
- 5 動物実験等に関する自己点検・評価、外部検証並びに情報公開に関する事項
- 6 事故発生の際の必要な処置及び改善策
- 7 その他、動物実験等の適正な実施に関し必要な事項

2 委員会は、統括管理者の委託を受け、第28条に定める教育訓練を行う。

第16条 統括管理者は、前条第1項の第2号及び第3号の申請を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果に基づき、実験計画の承認、非承認を決定し、当該実験責任者に通知しなければならない。

第17条 統括管理者は、委員会からの報告・助言に基づき、必要に応じて動物実験責任者等に対し、実験の適正な実施に関して随時報告を求め又は指導助言することができる。

（飼養保管施設の設置）

第18条 動物実験施設のうち飼養保管施設の設置（変更を含む）については、当該施設を管理する部局の長が動物実験施設管理者及び実験動物管理者の助言により、統括管理者に

申請しなければならない。

- 2 統括管理者は設置申請に基づき、委員会に調査・審議させ、その助言により、承認又は非承認を決定しなければならない。
- 3 統括管理者の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設で実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。
- 4 動物実験施設の設置（変更を含む）届の様式については、別に定める。

第19条 飼養保管施設の要件については、別に定める。

（実験動物の飼養・保管）

第20条 動物実験施設管理者及び実験動物管理者は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（環境省告示）に基づき、動物の適正な飼養・保管に関する標準操作手続きを定め、統括管理者に報告するとともに、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

- 2 前項でいう標準操作手続きには、実験動物の健康及び安全の保持、実験動物の導入、給餌・給水、健康管理、異種又は複数動物の管理、記録の保存及び報告、譲渡の際の情報提供、輸送等に関する事項を含めること。

（実験室の設置）

第21条 動物実験施設のうち実験室を設置（変更を含む）する場合は、当該施設を管理する部局の長が、動物実験施設管理者及び実験動物管理者の助言により、統括管理者に申請しなければならない。

- 2 統括管理者は設置申請に基づき、委員会に調査・審議させ、その助言により、承認又は非承認を決定しなければならない。
- 3 統括管理者の承認を得た実験室でなければ、当該実験室で実験動物への実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。
- 4 実験室の設置（変更を含む）届の様式については、別に定める。

第22条 実験室の要件については、別に定める。

（動物実験等の実施）

第23条 動物実験計画の立案及び実験操作に関する事項は別に定める。

（安全管理）

第24条 動物実験施設管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるところ。

- 2 動物実験施設管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走

した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

- 3 動物実験施設管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び必要な健康管理を行い発生時には適切な措置を講じること。
- 4 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
- 5 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び報告を行うこと。
- 6 動物実験施設管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- 7 動物実験施設管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じること。

第25条 動物実験施設管理者及び実験動物管理者は、危害防止、緊急時の対応等に関する方法を定め、統括管理者に報告するとともに、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

第26条 動物実験施設管理者、実験動物管理者、動物実験責任者は、地震、火災その他の災害のため動物が逃亡し、危害を加えたり、またはその恐れのある場合、その他緊急の事態が生じた場合においては直ちに応急の処置を講ずると共に、その旨を速やかに統括管理者、動物実験委員会、当該部局長に報告しなければならない。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第27条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努める。また、統括管理者、実験動物管理者及び、動物実験責任者、動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努める。

(教育訓練)

第28条 統括管理者は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養・保管を適切に実施するために、以下の各号に関する教育訓練を受講させること。

- 1 本規程及び動物実験等に関する法令・指針等
- 2 動物実験等の方法及び実験動物の飼養・保管、安全確保・安全管理に関する基本的事項

3 人獣共通感染症に関する事項

4 その他、動物実験の適正な実施に関する事項

2 統括管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師名及び受講者名等に関する記録を保存すること。

3 教育訓練には、学外で開催される研修等への出席が含まれる。

(自己点検・評価及びその検証)

第29条 統括管理者は、本規程及び実験動物の飼養・保管状況、動物実験計画とその結果等について、定期的に自己点検・評価を行い、学外の者による検証を受けなければならない。

2 自己点検・評価・検証の形式と内容については、委員会の審議を経て、統括管理者が決定するものとする。

(情報公開)

第30条 統括管理者は、本規程及び実験動物の飼養・保管状況、動物実験計画とその結果、自己点検・評価・検証等に関する情報を、少なくとも1年に1回学内外に公開すること。

2 情報公開の形式と内容については、委員会の審議を経て、統括管理者が決定するものとする。

(罰則)

第31条 統括管理者は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

2 罰則の適用に関して、統括管理者は委員会の助言を求めることができる。

(主管部課)

第32条 この規程に関する事務は研究推進社会連携機構事務部が行う。

(規程の改廃)

第33条 この規程の改廃は、委員会及び研究推進委員会の議を経て大学評議会で決定する。

(英文名称)

第34条 この規程の英語名称はKwansei Gakuin University Regulations for Animal Experimentationとする。

2 委員会の英語名称はKwansei Gakuin University Committee for Animal Experimentationとする。

附 則

1 この規程は、1992年（平成5年）12月11日から施行する。

- 2 この規程は、1994年（平成6年）6月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2002年（平成14年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。
- 10 この規定は、2022年（令和4年）4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、2025年（令和7年）4月1日から改正施行する。